

第1章 近世イギリスにおける議会課税の政治学

—10分1税・15分1税の問題を中心として—

井内太郎

はじめに

テューダー朝期の議会的直接税¹⁾は、補助税 (Subsidy) と10分1税・15分1税 (以下、10分1税と略記) から構成されており、両税は王領地とならび国家財政を支える二大収入源であった。両税はいずれも、戦時などの非常時に国王が議会の承認のもとに課税する非経常収入であったが、10分1税がヘンリ2世時代から継続的に用いられてきたのに対して、補助税は16世紀初頭に新規に導入されたものである。したがって、テューダー朝期に入ってから議会的直接税は両税がセットで課されることになった。

テューダー・初期ステュアート朝期における10分1税に関する研究は、非常に立ち遅れた状況にある²⁾。その理由の一つは、同税がテューダー朝初期に導入される補助税に取って代わられる時代遅れの税として、その問題点ばかりが強調されてきたためであろう。しかも従来の研究では税収額や徴税制度の検討に重きが置かれており、その運用面、とくに地方における徴税官と税負担者との間で税査定や徴税がいかに行われたのか、またそこから当時のいかなる国家と社会あるいは中央と地方の関係などが見えてくるのかが判然としない。そのため、当時すでに同制度の問題点はよく理解されていたにもかかわらず、なぜ後述のように16世紀末に補助税とともに同税の課税額が急増し、1624年を最後に10分1税が事実上、廃棄されることになったのか、その間の事情について十分な説明がつかないのである。

そこで本稿では、地方社会における10分1税の徴収の実態について検討しながら、1580年代以降に同税の徴収を巡り、地方で紛争が頻発してくる

I部 個の解放と社会化

この意味について考えてみる。その際に、この問題を単なる税制上の問題にとどまらず、課税の合法性を巡る国家と社会、中央と地方、あるいは村落共同体内部の政治・社会的問題として捉え直してみたい。

1 テューダー朝時代における議会課税問題のとりえ方

当時の王国臣民にとって議会制定法 (the Statute) に基づき課税されることは、いかなる意味を持っていたのだろうか。16世紀後半以降に政府は、戦費調達手段として議会課税収入への依存度を高めていく³⁾。王国内の各地域代表からなる議会が王国の防衛のために課税を承認することは、少なくとも理論的には王国の臣民の総意として国王へ税を供与することを意味し、また王国の臣民としての共同体意識を高める契機ともなった。このように課税が議会制定法により承認された場合、地方の側あるいは個々の臣民 (= 税負担者) は、それをただちに拒否することはできなかった。しかしながら、実際の徴税の過程において、地方の側が中央政府の期待通りに税を負担してくれるとは限らない。16世紀末の議会課税問題とは、対スペイン戦やアイルランドにおける反乱の鎮圧を遂行するための膨大な戦費を賄うために、課税額を引き上げ徴税効率を高めようとする中央政府と、可能な限り税負担を軽減し、逃れようとする地方の側とのせめぎ合いであったのである。

一方、地方社会内部において、補助税や10分1税などの議会的直接税の徴収にかかわった徴税委員 (commissioner)、査定官 (assessor)、徴税官 (collector) たちは、中央から派遣される勅任官ではなく、いずれも在地の貴族・ジェントリあるいは有力者たちであった。そのため彼らは中央の権力機構の末端に位置すると同時に、地方社会の指導的立場にあつて地方の財産の保全に配慮せねばならなかったのである。したがって彼らが地域住民に10分1税を課す場合、この二重のアイデンティティのバランスを常に考えながら行う必要があつた。

個々の税負担者の問題に目を転じてみよう。彼らにとって課税を支払う

ことは、王国に対する義務というよりも、まず地方共同体の構成員としてのアイデンティティに関わる重要な共同体的行為の一つであった。彼らの基本的認識として、議会の承認のもとに王国全体に課される広い意味での国税と、道路・教区教会の維持や救貧税のような地方で課される税の支払いの間に明確な差はなかったのである。したがって、共同体内部の構成員が税負担を拒否するなど共同体的秩序を乱した場合には、罰則として税査定額の引き上げなど、様々な共同体的「制裁」を受けることになった⁴⁾。ヴィルトシャのメイドン・ブラドリイ (Mayden Bradley) の住民たちは、ファールウェル (G. Farwell) に対する10分1税の資産査定額を彼の先祖のものより高く設定した。その理由の一つは、彼が村内におけるホスピタリティに欠けているからであった。ダービシャのレプトン (Lepton) の住人サッカー (G. Thacker) は、同税の支払いを拒否したために、住民からたびたび財務府裁判所へ訴えられている。訴状によれば、彼は村の共有地を勝手に囲い込み、父親から相続した羊の数を四倍に増やしていた。さらに、彼はこれまで父親や彼自身が村内で負担してきた15分1税や教会税の支払いなど、いわゆる村内の正規のメンバーとしての共通の義務を負わなくなっていた。これに対してサッカーは、彼の土地はもともと旧修道院領であり、したがって俗人課税は免除されるべきであると反論している。また彼は自分の製粉所に水が回ってこないことに対して不満をおちまけているが、これも村民による彼に対する制裁の可能性が高い。

しかしながら、住民の共同体的行為といっても、たとえば、徴税官たちが私腹を肥やしているといった噂が広まったり、住民間の税負担額に不平等が生じた場合、税負担者の間で激しくて断固とした反発を招くこともあった。このように、地方における徴税業務は、その運用次第で個と共同性の問題をむき出しの形で露呈することになったのである。

テューダー朝国家における個と共同性の関係は多様であり、国家レベルから村レベルにおける個と共同性の問題まで重層的に関わり合っていた。しかも、それらは整然と固定的な枠組みの中にとどまっていたのではなく、それらを取り巻く状況の変化に応じて緊張感が高まったり、変化し

1部 個の解放と社会化

ていく可能性を常に持っていた。このように個と共同性の関係にほころびや軋轢が生じた場合、いかにして調停や修復が行われたのかを探ることは、テューダー朝時代の国家と社会の関係を考える上で有効な方法といえよう。16世紀後半以降に10分1税に対する地方の反発が高まり、税逃れが横行した要因を探り、それに対して中央・地方レベルでいかなる対応がなされていたのかを明らかにすることの意味もそこにある。

2 10分1税・15分1税の徴税システム

10分1税は14世紀初頭には個人の動産に対して査定官が直接に資産査定を行う直接査定税であり、王領地や都市に属する被課税者には、その査定額の10分1、その他の地域に属するものには、その15分1を税として課すものであった。しかしながら、1334年以降に1332年の支払い実績をもとに各州や都市さらにハンドレッド (hundred) 単位で割当額が固定化された。そのため、税収総額も約37,000ポンドに固定されることになった⁵⁾。1446年までに税収総額が6,000ポンドほど減額され、それにともない割当額も部分的に改定されたが、その後、この配分額は基本的に、ずっと維持されテューダー朝時代に至ったのである⁶⁾。

中央政府にとって、割当税方式の同税を用いることのメリットは、税収総額が固定されているため予測がたてやすいこと、また各徴税区内での割当額の配分・徴税業務は地方の裁量に任されたため、徴税をめぐる地方の側の反発を軽減することができた点にある。(表1)のように、通常一つの課税供与法では、同税と補助税とがセットで認められていた。しかしながら、徴税手続きの規定の分量は、圧倒的に補助税に関する規定の方が多く、規定内容も細部に及んでいた。その理由の一つは、数世紀にわたり同税の割当額、査定方法に基本的に変わりがなかったためであろう。一連の課税供与法をもとに、徴税手続きを再現してみよう。まず割当額の徴収にあたっては、各州や都市ごとに2名の徴税委員 (commissioner) が任命されたが⁷⁾、実質的に徴税業務を行っていたのは徴税官 (collector) である。

徴税官に関しては財産資格、任命方法、財務府 (the Exchequer) への徴収金の納入手続きなどが規定されているが、注目されるのは、その任命方法であり、州の場合はナイト (knights) により、都市やバラの場合は、バージェス (burgesses) や他の市民により任命されることになっていた⁸⁾。彼らの社会的出自は、州の徴税官の場合、地元の騎士、(単なる) ジェントルマン、ヨーマンであったのに対して、都市の場合、バージェスや職人たちであった⁹⁾。地方社会内部においてトップクラスの階層とはいえなかったものの、かなりの財産を有し、ある程度の社会的重要性を持つ人々であったと見てよからう。このように徴税業務を在地の有力者へ委託するやり方は、補助税にも共通しており、治安判事職 (justice of peace) なども含めて近世イギリスにおける地方統治の一つの特徴をなしていた。

徴税官は大法官府 (the Chancery) より発行された授權書 (the royal commission) に基づき、彼らが担当する村 (the vill) や区 (ward) に赴いて、都市の場合、市長、ベイリフ、4人の住民、それ以外の場合、有力者 (prepositus) と2人の住民を招集し、議会制定法に基づき課税理由を説明し、それぞれの割当額の徴収を命じた¹⁰⁾。この割当額は数世紀にわたり維持されたため、問題はそれを村や区の住民の間で、どのように配分するかということであった。残念ながら、その実態について語ってくれる史料は、断片的にしか残っていない。少なくとも、それは「地方の慣習」に基づいて行われていたため、地方により査定・配分方法はまちまちであったと考えられる。たとえば、ヘレフォード (Hereford) のように、「はるか昔から同税を少しでも支払う能力と資力がある同都市内のすべての市民や住民」により支払額の査定が行われる場合もあれば、ノッティンガムシャのサウスウェルのように、税査定が数名の有力者により行われることもあった¹¹⁾。一つの事例を紹介してみよう。

1541年にオックスフォードシャのバーフォード (Burford) で、割当額を住民間で分担するためにコモン・ホールで住民集会が開催されたが、この時に百人以上の住民が参集している点が注目される。そもそも、この史料が残ったのは、この時に同税の分担を巡って紛糾し、同地の王領地管理

I部 個の解放と社会化

官 (the king's steward) や治安判事らが事態の收拾にあたったがうまくいかず、最終的に星室庁 (the Star Chamber) へ訴訟として持ち込まれ、中央の裁定を仰ぐことになったためである。この訴訟に関する証言録取書 (deposition) の中で興味深いことは、バーフォードにおける割当額の徴収は、同市内の住民の共同作業 (communal effort) で行われるべきものと証言されていることである。つまり住民集会で決定され割り振られた税額の支払いは、共同体の構成員としての義務であり、また村・区・教区の地理的・行政的境界線や共同体の構成員を相互に確認する機会ともなったのである¹²⁾。ダイヤーは、16世紀初頭の五つの地区の住民による同税の支払額について分析しているが、それによれば、さらにこの点の重要性が見えてくる。五つの地区全体で11ペンス以下という低額査定をうけたものが約76%にもおぼり、そのうちのかんりの住民の税支払額が6ペンスを下回っていた。たとえばニューバラでは25名 (全体の約30%) が1ペンスしか支払っておらず、エマトン (Emberton) でも15名 (約30%) が2ペンス、4名が1ペンスしか支払っていなかった¹³⁾。おそらく彼らは共同体内部において賃金労働者など経済的には下位に属していたものと思われる。彼らに1~2ペンスを課しているということは、彼らが同税への実質的な財政的貢献を期待されていたというよりも、むしろ共同体の構成員としての証を示す、あるいは最低限の義務を果たすことを求められていたのであろう。

また多くの場合、地方の住民たちの間で、国税の支払いと、道路・教区教会の維持に関わる税や救貧税のような地方で課される税との間に明確な区分はなく、いずれも公的な税負担とみなされていた。アーチャーは1540年代に補助税の賦課される最低財産資格である (動産で) 3ポンドの資産査定を受けたロンドン市の世帯主たちが、どれほどの税負担を負っていたのか推測している。彼らは国税を課された年に補助税 (8シリング)、15分1税 (6シリング8ペンス)、さらにロンドン市の経常税として毎年、教会書記の賃金 (clerk's wage) (1シリング4ペンス)、街路清掃人 (scavenger) の賃金 (1シリング4ペンス)、教区の10税1税 (Tithe) (3シリング8ペンス)、救貧税 (6シリング4ペンス)、したがって総額にし

て年平均で27シリングを支払っていたことになる¹⁴⁾。つまり当時の住民にとって、税の支払いは村の共同権 (common rights) の維持、貧民救済の責務などと同じくらい重要な共同体的行為であり、また共同体の絆の強さをはかる試金石でもあったのである。

3 10分1税と15分1税の徴収実態

(1) 同税の徴収額

テューダー、初期ステュアート朝期における議会的直接税は同税と補助税からなっており、原則として戦時などの緊急時においてのみ、議会は国王の求めに応じて課税を承認した。通常の場合、議会は課税供与法において同税を2回、補助税を1回ほどセットで徴収することを承認した。したがって課税方式の点から見ると、1624年を最後に10分1税が用いられなくなるまで、イングランドでは直接査定税である補助税と割当税である10分1税が併用されていたことになる。(表1)は両税の供与された年と、そ

表1 テューダー・初期ステュアート朝期における課税供与法

year	(1)	(2)	statute	year	(1)	(2)	statute	year	(1)	(2)	statute
1487	2	-	Rot.VI, pp.400-2	1540	4	1	32 Hen VIII c.50	1587	2	1	29 Eliz c.8
1489	-	1	Ibid., pp.420-4	1543	-	1	34 & 35 Hen VIII c.27	1589	4	2	31 Eliz c.15
1490	1	-	Ibid., pp.437-9	1545	2	1	37 Hen VIII c.25	1593	6	3	35 Eliz c.13
1491	3	-	7 Hen VII c.11	1553	2	1	7 Ed VI c.12	1597	6	3	39 Eliz c.27
1497	2	2	12 Hen VII c.12,13	1555	-	1	2 & 3 Philip & Mary c.23	1601	8	4	43 Eliz c.18
1504	-	1	19 Hen VII c.32	1558	1	1	4 & 5 Philip & Mary c.11	1606	6	3	3 Jac c.26
1512	2	-	3 Hen VIII c.22	1559	2	1	1 Eliz c.21	1610	1	1	7 Jac c.23
1512	1	1	4 Hen VIII c.19	1563	2	1	5 Eliz c.31	1621	-	2	18 & 19 Jac c.1
1514	-	1	5 Hen VIII c.17	1566	1	1	8 Eliz c.18	1624	3	3	21 Jac c.33
1515	-	1	6 Hen VIII c.26	1571	2	1	13 Eliz c.27	1625	-	2	1 Car c.6
1515	1	1	7 Hen VIII c.9	1576	2	1	18 Eliz c.23	1628	-	5	3 Car c.8
1523	-	4	14 & 15 Hen VIII c.16	1581	2	1	23 Eliz c.15	1640	-	4	16 Car c.2
1534	1	1	26 Hen VIII c.19	1585	2	1	27 Eliz c.29	1641	-	2	16 Car c.3,4

* (1) =10分1・15分1税 (2) =補助税

* Rot.=Rotuli Parliamentorum, 1278-1504 (6 vols, 1767-77)

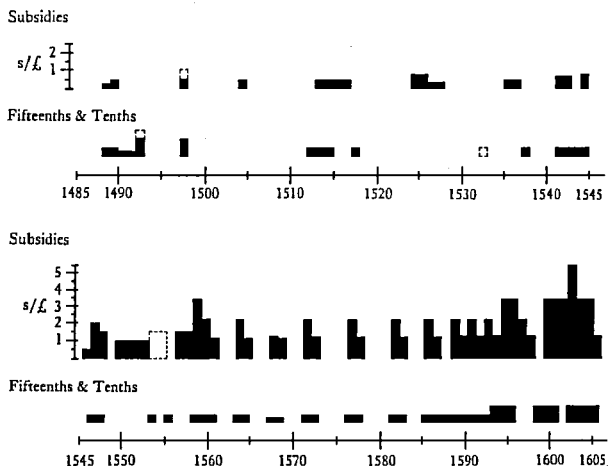
* Statute of Realm., vol.III-V より作成。

I部 個の解放と社会化

の課税回数、(表2)は各年度ごとの両税の税率を示したものである。それらによると、両税の供与は対仏・スコットランド戦争の遂行により戦費が増大する1550年前後から供与回数、さらには補助税の資産査定額の1ポンド当たり税率が増加しはじめる。1580年代末から1590年代にかけて、いわゆる対スペイン戦争用の戦費が激増すると、両税はほぼ毎年課され、補助税の税率も大幅に引き上げられていく様子をはっきりと見てとれる。

しかしながら、ここでいくつかの疑問が生じる。まず16世紀半ば以降に10分1税は通常2回の課税を認められていたが、1589年以降に課税回数が急増することの意味である。もともと、新たに補助税が導入されたのは、10分1税の割当額が数百年も硬直したままで、イングランドの経済状況を反映していなかったからである¹⁵⁾。つまり、政府としては同税の割当額の大幅な増加、あるいは割当税方式の課税に見切りをつけたといってもよい。にもかかわらず1624年をもって事実上の廃棄に追い込まれる直前になって、なぜ同税の課税回数を急激に引き上げる必要があったのだろうか

表2 テューダー朝期における議会的直接税の負担額と課税回数



* Schofield (1988), p.231より作成。

*縦軸の目盛りは査定額1ポンド当たりの税額を示している。

*10分1税の税額は、1ポンド当たり6ペンスに換算している。

*波線の囲み部分は、供与されたものの、実際には徴収されなかったことを示している。

か。第2に理論的に考えれば、16世紀末に財務府で受領された同税の税収額は急増していくはずである。しかしながら(表3)に明らかのように、実際には両税の総収入額は課税規模の拡大に反比例するかのように減少していくのである¹⁶⁾。10分1税の1回の徴収金額が約3万ポンドに固定され、ほぼ確実に納税されていたことから考えて、その原因の多くは地方における補助税の査定・徴収過程で何らかの問題が生じたとしか考えようがない。本章で扱うにはあまりにも大きすぎる問題であるが、おそらく、次のような事情があったものと思われる。すなわち、政府は当初、補助税による課税を強化しようと考えていたが、地方の側で次第に意図的な査定額の過小評価など「税逃れ」が横行したため徴収額が減少していき、それに歯止めがかからなかった¹⁷⁾。そのため、やむなく割当税である10分1税の徴収額を増加させ、不足分を補填しようとしたのである。

表3 10分1税と補助税の徴収額 (単位=1,000ポンド)

year	receipts	year	receipts	year	receipts
1488	1	1544	77	1576-7	115
1489	c.24	1545	57	1581-2	110
1497	31	1546 ('43)	55	1585-6	106
1504	31	1546 ('45)	110	1588-9	105
1513	33	1547	97	1590-1	103
1514	50	1549	54	1592-3	97
1515	45	1550	47	1594	95
1516	44	1551	40	1595	91
1524	73	1552	43	1596-7	87
1525	65	1556	68	1599	83
1526	6	1557	77	1600	81
1527	9	1558	134	1601	?
1535	22	1559-60	137	1602	76
1536	23	1563-4	150	1602-3	76
1541	47	1567-8	87	1603-4	67
1542	48	1571-2	117	1604-5	67

*補助税は査定額に基づく徴収額を示す。

*10分1税の1回の徴収額は約3万ポンド(ただし1537年には36,000ポンド)。

*1546年は1543・1545年の課税供与法に基づく徴収額。

Schofield (1988), pp.231-2 より作成。

(2) 同税の地方における負担額

16世紀後半になると、補助税の減収分を埋め合わせるために、同税の課税回数が増していった。では、それが各徴税地域の税負担者にとって、どれほどの経済的負担となっていたのだろうか。残念ながら各村や区(ward)の割当額はわかっても、どのような基準に基づいてそれが税負担者の間で配分されたのかを知るための史料は、断片的にしか残っていない。補助税の場合、課税がなされるたびに個々人の資産査定が行われたが、同税の場合、割当額が長期にわたり固定されており、税負担額の配分も「地方の慣習」に基づいて行なわれたため、その都度、財産査定の資料を残しておく必要はなかったのである。このような史料上の制約を踏まえたうえで、ノーフォーク州とロンドン市の事例を中心に、この問題について考えてみよう。

ノーフォーク州に注目する理由の一つは、中世における経済的豊かさを反映して、同州は同税の総収入額の約10%にあたる3,486ポンドの割当額を課されており、王国内で最も多くの割当額を負担をしていたからである。先述のように各州や都市に対する同税の割当額は、1449年に1度だけ本格的な再査定が行われたが、それ以後、約200年あまりの間ずっと有効であり続けた。(表4)はノーフォーク州内の35の徴税地区のうち12の徴

表4 ノーフォーク州における10分1税割り当て額の配分額

(単位=ポンド)

	1449	1605	% Total		1449	1605	% Total
Freebridge	384.32	341.48	(-) 12.03	S. Greenhoe	110.91	110.91	3.91
Lynn	-	42.33	(+) 1.49	Mitford	71.40	71.45	(+) 2.52
Launditch	122.40	122.40	4.31	Depwade	65.70	65.70	2.31
Thetford	-	16.00	(+) 0.56	Loddon	57.33	57.93	(+) 2.04
S.Erpingham	109.37	109.37	3.85	Tunstead	99.66	99.66	3.51
Norwich	84.70	89.23	(+) 3.14	Yarmouth	-	-	-

* Hudson, *op.cit.*, pp.266-97; Braddick (1994) p.55, App.1, 3より作成。

* % Total は各地区への配分額の同州全体の割当額に占める割合

* (+) (-) は、それぞれ負担額の増減を示す。

税区の配分額（全体の約40%）を示したもののだが、それが1449年と1605年の間で殆ど変わっていないとしても、全く驚くにはあたらない。1593年から17世紀初頭にかけて、王国全体で補助税と10分1税の課税額が急増していくが、ノーフォーク州の住民にとって同税は、補助税以上の経済的負担になっていた。その意味で王国内において同州は特異な状況にあったといえる。たとえばロンドン市の場合、同税の割当額は612ポンドで王国全体のわずか2%に過ぎなかったのに対して、補助税の支払額は王国全体の10~12%に達しており、一般的にはこのように補助税の負担割合の方が大きくなる傾向があったのである¹⁸⁾。

16世紀末のノーフォーク州における10分1税と15分1税の割当額は、もはや実際の経済状況を反映していなかったのみならず、その負担額も急増していった。そのため、同州内における各徴税区間の負担額にいちじるしい不均衡が生じていた。（表4）によれば、ヤーマスは同税を免除されており、ノリッチ（Norwich）の貢献度も3%にとどまっていることから明らかなように、ノーフォーク州内における同税の配分額は、16世紀における両地区の経済的豊かさを全く反映していなかった。一方、フリーブリッジでは、その割当額が1449年のものと殆ど変わらず、負担率も高かったわけであるから、同地区において同税を巡る反発や紛争が頻発するのも当然のことであった。

次に議会の承認を得て王国全体に課される国税（補助税、10分1税と15分1税）と地方で個別に住民に課される税との関係について検討してみよう。先述のように、10分1税は補助税に比べて、徴税区域内の低所得層にまで、しかもより均等に近いかたちで課税されていた。たとえばロンドン市の場合、10分1税はほぼすべての世帯主が負担していたのに対して、補助税はその約3分1が負担したに過ぎなかった¹⁹⁾。一方、ノーフォーク州は10分1税の負担額の割合は多かったものの、補助税の負担額は1620年代後半の段階で王国全体の4%を占めていたに過ぎない。ブラディックも指摘するように、これは明らかに同州の10分1税の負担率が高かったことを考慮して、同州内の査定官や徴税官の間で意図的に補助税の負担の軽減が

1部 個の解放と社会化

表5 ノーフォーク州における10分の1税ならびに補助税の負担率(%)

	10分1税		補助税			10分1税		補助税	
			1589	1621				1589	1621
Depwade	7.32		11.37	10.68	Tunstead	(10.05)			
S.Erpingham	(16.54) 31.29		24.11	22.52	Mitford	6.48	9.53	7.17	
Launditch	(14.75)				Norwich	3.14	9.41	15.12	
Freebridge	17.39		9.39	9.66	Lynn	1.49	2.46	3.42	
S.Greenhoe	13.41		10.99	7.65	Yarmouth	-	3.08	4.89	
Loddon	(8.85) 18.90		19.32	18.54	Thetford	0.56	0.35	0.35	

* Braddick (1994), p.59. より作成。

* S.Erpingham と Launditch、Loddon と Tunstead は、いっしょに計算してある。

図られた可能性が高い。しかも(表5)で興味深いことは、フリーブリッジのように10分1税の負担率が高いところでは、補助税の負担率が低く、逆にノリッチやヤーマスでは補助税の割合が高くなっており、それによって州全体の税負担の均衡化が図られているようにも見えることである²⁰⁾。もとより、この問題は、今後、各州の事例を蓄積してさらに検討していく必要がある。

10分1税と地方で課される税を比較しようとした場合、前者の負担額に関する史料が殆ど残っていないため、それはかなり困難な作業となる。幸運にもブラディックは、同税の査定に関するいくつかの史料を突き止めている²¹⁾。1624年にノーフォーク州のバジingham (Bassingham) で同税の査定が行われたが、前年に同教区の教会税を支払っていた27名中、20名が同税の支払いを行っていた。一方、同年の補助税の資産査定を受けた者の中で、同税も支払っていたのは唯一サクスター (W. Thaxter) だけであった。彼は10分1税の負担額では上位に位置していたが、補助税の資産査定額からすると決して裕福な人物ではなかった。サリー州のエプサム (Epsom) では39名が同税を負担していたが、そのうち補助税を課されたのは13名にとどまっている。この村では20名の小屋住農 (cottagers) でさえ「昔からの慣習に従って」1ペンスを課されていた。さらにノーフォーク州では民兵に関する査定簿 (an assessment for a muster) の基礎データの一つに同税の負担者の数が用いられていた。ロンドン市においても事情

は同じである。たとえば、ロンドン市が臨時税としてロンドン市民へ課した都市15分1税 (the city 15ths) は、一度の徴収額が618ポンドに固定されていたが、この額は国税である15分1税の徴収額612ポンドにほぼ相当しており、割当税化していたものと考えられる。しかも1585年以降に軍事的危機が高まりロンドン市の民兵制度が強化された時に、その負担の増加分も都市15分1税で支払われている²²⁾。16世紀末にロンドン市民の間で割当税に対する不満が高まっていくが、その際にそれが国税かロンドン市税かということは、あまり問題ではなかった。むしろ、それらがおしなべて逆進的傾向が強く、貧民層に負担がかかる点に不満の原因があったのである。

このように補助税の負担者は中流層以上に偏りが見られるのに対して、10分1税は低所得層まで広く課されていた。また各地方において課される同税とその他の税の査定・徴税業務が、密接な連携のもとに行われていたと考えるべきであろう。

4 10分1税と15分1税を巡る紛争と調停

(1) 財務府における紛争の調停

ここまでの議論を踏まえると、1590年代以降の同税を巡る紛争の本質的部分がある程度まで見えてくる。地方において次第に補助税の査定額が減少していったために、富裕層の税負担が軽減されることになった。しかしながら、その減収分を補うために10分1税の課税が強化されていったことは、以前からくすぶり続けていた各地域間の割当額の不平等の問題を顕在化させ、さらに低所得層に重い税負担を強いることにもなった。こうしてイングランドの議会的直接税は、逆進化の傾向を強めていったのである。

地方社会における同税の紛争が実際にはどのようなもので、いかなる調停が行われていたのかを知ることは、極めて難しい。通常、地方において同税を巡る紛争が生じた場合には、まず共同体内部で解決がはかられたが、それが不可能な場合には中央政府や裁判所による司法判断に、調停・

I 部 個の解放と社会化

解決が委ねられた。この時にはじめて同税を巡る紛争の実態を、史料を通じて垣間見ることができるのである。10分1税を巡る訴訟は、多くの場合、財務府監査部 (the Audit of the Exchequer) 内の衡平法部門 (the equity side) に持ち込まれたが、16世紀末になると、同税に関わる訴訟件数が増加していく²³⁾。訴訟に際して原告側が訴状の中で開示した争点を見ても、徴税委員や徴税官が彼らの立場を利用して私腹を肥やしていることを告発したり、それがあつた人物に対する復讐に利用されることもあつたが、多くの場合、同税の不払いによる差押えの法的正当性を巡る問題であつた。いくつかの代表的な訴訟について見てみよう。

(2) 自由や特権を巡る問題

中世以来、何らかの理由により特権 (liberty) を授与されたことにより、個人や法人に対して10分1税と15分1税の免税特権を与えられる場合が少なからずあつた。

まず慣習に基づき免税措置を施された地域として、チェシャとウェールズがある。その後1392年から1415年の間に、カンバーランド、ウエストモアランド、ノーサンバーランドの各州が加えられた。チェシャに関しては、同州が王権伯領 (the county palatin) であつたことによるものであり、当時の同州の主張に従えば、これまで議会で代表を送つたことはなく、またウェールズと同様に新王の即位ないし伯爵位の継承が行われる時に賦課されるマイズ (Mise) を支払つてきたというものであつた²⁴⁾。あとの3州は、北部辺境域にあつて外的の侵入に常に防備を固めておく必要があつたからである²⁵⁾。またイングランド沿岸部の主要5港 (the cinque ports) も国王大権に基づき免税特権を与えられているが、それも同様の理由に基づいていた。議会制定法によるものとしては、1512年にオックスフォード・ケンブリッジ両大学ならびにイートン・ウィンチェスター校の各コレッジ (the colleges)、1515年にはすべてのコレッジ、修道院、ホスピタル、カルドシオ会修道院 (charterhouses) ほかの法人団体に対しても免税特権が与えられている²⁶⁾。

他にも免税特権を与えられた事例はあるが、ここではそれはあまり重要な意味を持たない。むしろ問題なのは、それらが中世以来の伝統的な特権であったにもかかわらず、16世紀末から1640年の内乱前夜まで、わけても1590年代から1600年代初頭にかけて財務府裁判所の衡平部門における訴訟の争点となっていたことである。1602年に先述のヴィルトシャのG. ファーウェルが訴えられた時、原告はおよそ次のような興味深い訴答を行なっている。すなわち近年、多くの人々が情実 (by favour) により「共通の税 (the common tax)」を逃れている。……こうした問題は、これらの税が課されることがめつたになかった昔には、まず起こることはなかったし、ことさらに騒ぎ立てることもなかった²⁷⁾。しかしながら、もはやそのような時代ではなくなっていたのである。1600年にラヴディ (R. Loveday) が、ノリッチ市の教会領 (the close) 内の住民の「特権 (Liberty)」を侵して課税しようとしたノリッチ市長ならびにオーダーメンらを訴えている²⁸⁾。また当時、徴税官であったジェントルマンのショヴェル (J. Shovell) が徴税を行なおうとした時に、住民が次のような理由から支払いを拒んだと訴答している。すなわち、この地区はウィリアム2世 (在位：1087～1100年) の時代よりノリッチ市の参事会長や参事会員 (the dean and chapter) らが代々相続してきた領内 (the close) にあって聖職者課税を支払っていたため、「古来の慣習」により俗人課税を免除されてきたというものであった。16世紀末になると王国内の多くの地域において10分1税の課税負担が増大し、州内外の負担格差が広がっていた²⁹⁾。そのため中世以来ずっと享受されてきた免税特権の合法性は、もはや既得のものではなくなり、衡平法の観点から問題視されるにいたったのである。もちろん、免税特権を守ろうとする側が、課税の試みに激しく反発し係争を長引かせたのにも、彼らなりの理由があった。たとえ10分1税の負担額が小さかったとしても、かりに課税を認めたなら、それが先例となって地方で新たな税を押しつけられる危険性があった。また免税特権を失うことは、彼らが伝統的に享受してきた「特権 (Liberty)」そのものが脅かされることを意味しており、それらを守ることは彼らの名誉や威信に関わ

る問題でもあったのである。

(3) 「地方の慣習」と衡平の原則

同税を巡るもう一つの重要な問題は、古き慣習として継承されてきた地域社会内部の割当額が硬直したため、地域間の負担格差が広がり、住民の間で不公平感が増したことにある。それはノーフォーク州が相対的に見て多くの割当額を課されたのに対して、チェシャは免除されているという州レベルから、村レベルの税負担の格差まで様々な要因が含まれていた。つまり「地方の慣習」の正当性が、衡平法の観点から問い直されることになったのである。

たとえばノーフォーク州の北部に位置するピナム (Binham) の^フ膳^リ本^ホ土^ル地^グ保^ー有^ー農^ーに15分1税が課されていたが、旧来の慣習に反して新たに王領地 (the demesne lands) 内の住民にも課税されることになった。というのも、王領地が同税を免れていたために、周辺地域と比べてピナムの税負担額が少なく不公平であるという批判が高まったからである³⁰⁾。また同州のブラマートンのヨーマンであったダジング (J. Dussing) とウォーモット (F. Warmott) は、村の慣習を遵守し、膳本土^フ地^リ保^ホ有^ル農^グである彼らに対する課税の無効を求めている。というのもこの村では、中世以来、同税は住民の間での正当な税率設定と査定に基づき自由土地^フ保^リ有^ホ農^ルに課されてきたからである。このように同じ州内においてさえ、村々の慣習に基づく査定・徴収方法が多様であり、それが同税を巡る問題をさらに複雑なものにしていたのである³¹⁾。

王国内の他の地域でも、16世紀末以降、同税を巡り様々な問題が噴出していた。バッキンガムシャのヘドサーのハムレット (the hamlet of Hedsor) は、以前からの慣習に従いリトルマーロウ (Little Marlow) と共同で10分1税と15分1税を支払っていた。ところが1589年に突然、ヘドサーの住民が同税の支払いを拒否した。当時のリトル・マーロウは肥沃な土地からなり、テムズ川に面した波止場を通じて交易活動も活発な地域であったことから経済的豊かさを享受していた。そのため、ヘドサーの住

民たちは、中世以来の割当額を支払うことで、彼らの方が明らかに経済的な損失を被っていると不満を感じていたからである³²⁾。リンカンシャのモウルトン (Moulton) では、2人のよそ者ブルック (W. Brooke, ウェストミンスター出身のヨーマン) とブッチャー (T. Butcher, ロンドン市出身の肉屋) が、この地の住民を告発している。同地の慣習によれば、同税はまず共有地を利用するよそ者の家畜に課税し、その残りを住民の土地に課税して徴収されることになっていた。ところが、彼らは勝手によそ者の家畜に対する税率を引き上げたというのである。それに対して住民たちは、彼らが裕福であるのに何ら村内の共同体的負担を共有しておらず、またホスピタリティにも欠け、村の貧民を援助するという責任さえ果たそうとしないためだと抗弁している³³⁾。この事例は、共同体の秩序を乱す者に対する制裁措置 (=税率の引き上げ) としての一面も合わせ持っており興味深い。

(4) 「地方の慣習」を媒介とした共同性

同税を巡る紛争の検討から見てきたことは、16世紀イングランドの地方社会の共同性が「地方の慣習」の正統性を媒介として維持されてきたという点である。中世以来、課税はそう度々行われるものではなかったし、税負担者も代替わりしていく。住民の多くが文盲である以上、「地方の慣習」は口承を通じて確認していく必要があった。「地方の慣習」は、村落共同体の合意事項として代々口承されていく中で正統性を付与されることになったのである。一方、徴税官から委託されて実際に徴税を行っていた治安官 (constable) の中に占める文盲率も地域によっては、かなり高くなった。1616年にヴィルトシャのある治安官は、命令書を受け取るたびに、2マイルも離れたところに赴いて、その内容を代読してもらっていたが、そのような治安官は当時としては、珍しくなかったものと思われる³⁴⁾。したがって訴訟において文書記録が最良の証拠であることに間違いはないが、それ以外の場合、住民たちの共通の記憶に基づく証言に依存するしかなかった。この問題については、今後の検討課題にせざるをえないが、それ

1部 個の解放と社会化

に関してトーマス (K. Thomas) が非常に興味深い指摘を行っている。すなわち、「地方の慣習」が過去の共同体の記憶に依存していたため、地方共同体における社会的ステータスは資産や官職だけではなく、年齢によっても決まったというのである。つまり多くの村では「教区内の長老」たちにより非公式に統治されていた側面があるのである。1643年にオックスフォードシャのいくつかの村で恐ろしい事態が生じた。この年に流行した疫病により村の長老たちがすべて犠牲になってしまったというのである。そのためこの教区の慣習や特権を十分に記憶している人物が殆どいなくなり、村の共同体の秩序を揺るがしかねない問題が生じたのである³⁵⁾。

ブラディックによれば、財務府の衡平部門の訴訟において証言を行ったものの平均年齢は54歳であり、416名の全証言者のうち181 (43%) 名が60歳を越えていた。その中には90歳以上の人物が3名、ハズバンドマンであったカルティス (R. Curtis) なる人物は、自称、100歳であった。ここでは、彼らの年齢の真偽が問題なのではない。彼らは証人として遠い昔の記憶をたどりながら古来の慣習を暗誦したのである³⁶⁾。16世紀イングランドでは、確かに中央政府レヴェルにおいては「行政革命」の時代と評されるように文書行政の発達を見た。しかしながら、いったん地方社会のレヴェルまで降りてみると、そこには依然として法的行為、口承、慣習、儀礼、誓約、文書などが複雑に絡み合う社会があったのである。こうした社会においては、法的行為を記された文書は常に読み上げられ、その場に居合わせた者たちに「読み聞かせる」ことにより内容を確認していく必要があった。また同時にそうした法的行為や「地方の慣習」を記憶している人々が存在することも、同じくらいに重要な意味を持っていた。

では、最後に中世以来つづいてきた10分1税の終焉の場面に目を転じてみよう。(表1)に見られるように、1621年の議会で国王の課税要求に関して議論が重ねられ、2回の補助税は認められたものの、10分1税は貧民に対して過大な税負担をもたらすという反対理由で却下された³⁷⁾。1625年の議会でもE. ガイルズ (E. Giles) は次のような演説を行っている。多くの貧民たちが先の3度の補助税 (1624年) の支払いのために家財道具を

売却する憂き目にあい、彼らの中には15分1税の支払いに反発したもののさえあった。というのも同税がわけても都市や古びたバラ (boroughs) に住む貧民に多大な税負担を強いていたからである³⁸⁾。こうして1621年と同様に2回の補助税は認められたものの、10分1税は認められなかった。これ以降、議会において同税の是非自体が審議されなくなり、事実上、廃棄されるにいたったのである。

地方社会において同税に対する不満が高まっていることは、中央政府や議会でも十分に認識されていた。中央政府の側の対応は、各地域の割当額の改定などを通じて同税の延命を図るのではなく、それを廃棄することで地方社会の内部でほころびかけていた共同性の修復、中央と地方の政治的・社会的関係の安定性の回復が試みられたのである。この問題を地方の徴税官や治安官の立場から考えると、「地方の慣習」が想像以上に彼らの活動に対する抑制効果を発揮していたことを意味する。つまり彼らの地方社会における権威の源は、官職そのものよりもむしろ、彼ら自身の名誉や名声に関わるものであり、それを維持するためにも「地方の慣習」をないがしろにするわけにはいかなかった。地方の官職保有者たちは、常に国家と地方の二つのレヴェルの秩序観を持ち、状況に応じて両者を使い分けていく必要があったのである³⁹⁾。

おわりに

共同体内部における10分1税の支払いは、古来の「地方の慣習」に基づく住民間の合意を前提として行われた。したがって、同税の支払いを拒否するということは、共同体の秩序を乱す行為であり、住民による制裁の対象となった。また税負担の不公平さが生じた場合にも、10分1税と補助税の負担額の調整、あるいは後者の免除といった形で各地域で柔軟に対応されていた。しかしながら、1580年代末以降の戦費の増大にともない、同税の課税強化がなされたことで、地域間の税負担の格差や逆進化の傾向が強まり、地方内部で様々な紛争が生じるようになったのである。

Ⅰ部 個の解放と社会化

紛争の性格について考える際に、まず基本的な事実として、同税は議会制定法に基づいて課されるのであり、いわば王国全体の同意を得ていたことを確認しておきたい。つまり、同税は十分に法的正当性を有しており、地方の側でも同税の支払いは、王国を構成する共同体の義務と捉えられていた。また同税ならびに補助税の査定・徴税業務は委託（Commission）制度に基づき、地方の自主性に任されていた。少なくとも、この二つの点が国王＝政府により保証されている限り、同税を巡る紛争の性格が、中央政府や国家への反発、あるいは課税そのものの正当性を否定するものとはならなかった。同税をめぐる紛争とは、あくまでも地方社会内部の問題、より具体的には「地方の慣習」や特権に基づく割当額の公平性に関わる問題であったのである。たとえ地方社会内部における調停がうまくいかなかったとしても、集团的暴力に訴えるのではなく、中央政府＝財務府による調停や裁定に委ねられたことに象徴されるように、合法的手段による解決が図られた点は重要であろう⁴⁰⁾。地方の側は地方統治の自主性を認められながらも、同時に国家の調停・裁定機能に大きく依存している以上、テューダー朝国家や法の正当性を否定することはできなかったのである。

確かに16世紀末以降に同税に対する地方の側の不満が高まり、財務府における訴訟件数が激増することは、当時の議会課税システムの限界を示している。しかしながら、それは内乱（Civil War）の予見として安易に中央と地方の関係の悪化と捉えられるべきではない。むしろ両者の間に一定の政治的・社会的共生関係が維持されていた、あるいはそのための努力が繰り返されていた点をこそ強調されるべきであろう。このように中央政府—議会—地方社会の相互に、ある程度まで政治的回路が開かれていたことで、はじめてテューダー朝国家はその前後の時代に挟まれて政治的安定性を享受しえたのである。

註

1) 国王による課税は大権的課税（Prerogative Tax）と議会の承認を必要とす

る議会的課税 (Parliamentary Tax) とに分かれる。議会的課税は、さらに直接税と間接税 (主なものは関税、内国消費税) とに分かれている。

- 2) 10分1税に関する研究としては、以下を参照。Hudson, Revd W., 'The assessment of the townships of the county of Norfolk for the King's tenths and fifteenths as settled in 1334', *Norfolk Archaeology*, xii(1895), pp.243-97; Willard, J.F., *Parliamentary Taxes on Personal Property 1290 to 1334* (Cambridge, Mass., 1934); Dietz, F.C., *English Government Finance, 1485-1558* (London, 1964(1932)); do, *English Public Finance* (London, 1964(1932)); Schofield, R., 'Parliamentary lay taxation 1485-1547' (PhD thesis, Cambridge, 1963); do, 'Taxation and the political limits of the Tudor state', in Cross, C., eds., *Law and government under the Tudors* (Cambridge, 1988); Glasscock, R.E., ed., *The Lay Subsidy of 1334* (London, 1975); Brradick, M., *Parliamentary taxation in seventeenth-century England* (Woodbridge, 1994); do, *The nerves of state : taxation and the financing of the English state* (Manchester, 1996) [酒井重喜訳『イギリスにおける租税国家の成立』ミネルヴァ書房、1996年]; Hoyle, R., *Tudor Taxation Records* (London, 1994); Jurkowski.M., eds., *Lay Taxes in England and Wales 1188-1688* (London, 1998); 拙稿「近世イギリスにおける国家と社会—10分1税・15分1税の課税問題の分析を中心として—」(佐藤眞典先生御退職記念論集準備会編『歴史家のパレット』溪水社、2004年、150-170頁、所収)
- 3) 当時、国王が議会に課税の承認を求めることができるのは、戦争などの非常時に限るという課税原則が存在していた。エルトンは1534年以降にこの原則が拡大解釈され、平時の統治費の支弁のために課税が認められるようになったと主張したが、その後、有力な反論が加えられている。この論争については、さしあたり以下を参照。Elton, G.R., 'Taxation for War and Peace in Early-Tudor England', in do, *Studies in Tudor and Stuart Politics and Government*, 4 vols, (Cambridge, 1974, 1983, 1992), vol.4, pp.216-33; Alsop, J.D., 'The Theory and Practice of Tudor taxation', (*E*)*nglish (H)istorical (R)evue*, vol.97 (1982), pp.1-30; Hoyle, 'Crown, parliament, and taxation in sixteenth-century England', *E.H.R.*, vol.109 (1994), pp.1175-96; 酒井重喜『混合王政と租税国家』弘文堂、1997年; 拙稿「絶対王政と「行政革命」」(指・岩井編『イギリス史の新潮流—修正主義の近世史—』彩流社、2000年、所収)。
- 4) Braddick (1994), pp.26-30; Wrightson, K., 'Two concepts of order : justices, constables and jurymen in 17th-century England', in Brewer, J. and Styles, J., eds., *An ungovernable people* (London, 1980), pp.21-46.
- 5) Willard, *op.cit.*, pp.9-13; Jurkowski, *op.cit.*, pp.xxvi-xxxv; Dyer, C., 'Taxa-

I部 個の解放と社会化

- tion and communities in late medieval England', in Britnell, R., eds., *Progress and problems in medieval England*, (Cambridge, 1996), pp.168-190; 拙稿、153-4頁。
- 6) *Rotuli Parliamentorum*, 1278-1504, vol.IV, p.425; *ibid.*, vol.V, pp.68, 623; 拙稿、154-5頁。
- 7) Willard, *op.cit.*, pp.11-2; Schofield (1963), p.62.
- 8) たとえば1545年法 (37Hen VIII c.25) は、徴税官の財産資格を年価値10ポンドの土地かあるいは100マルクの評価額以上の動産を所有する人物に限定している。
- 9) Schofield (1963), pp.70-1; Braddick(1994), p.24. 詳しくは、拙稿、155-7頁を参照。
- 10) 多くの場合、実際の徴税は治安官 (constable)、ベイリフ (bailiff)、市長、教区の指導者たちに委託された。Schofield (1963), p.81; Braddick (1994), pp.25-6.
- 11) Braddick(1994), pp.24-5; do(1996), p.92 (邦訳、89頁)。
- 12) この訴訟については、スコフィールドが詳しく紹介してくれている。Schofield(1963), pp.84-5; Dyer, *op.cit.*, p.186. 拙稿、157頁。
- 13) Dyre, *op.cit.*, Table 9.1, 9.2. 五つの地区は以下の通りである。Emberton (Buckinghamshire), Newborough & Hoar Cross (Staffordshire), Walfold & Howle (Herefordshire), West Horndon & Childerditch (Essex), Writtle (Essex)。もちろん、これだけの断片的なデータに基づくデータを、イングランド全体に一般化することはできない。拙稿、160-3頁も合わせ参照。
- 14) Archer, I., 'The Burden of taxation on Sixteenth-Century London', *Historical Journal*, vol.44 (2001), p.626.
- 15) 1487~1515年までが補助税導入の試行期間であり、1523年に定型化したと考えているが、この問題については別稿において論じたい。
- 16) ロンドンでは補助税額が13,945 (1571-2年) ポンドから5,585 (1602-3年) ポンドへと約40%ほど減少した。これは同じ時期の補助税の総収入額が117,000ポンドから76,000ポンドへと約35%ほど減少していたことからして、ロンドンにおける税逃れは目に余るものであったといえるだろう。これらのデータについては
- <http://senior.keble.ox.ac.uk/fellows/extrapages/iarcher/levies.htm> を参照。
- 17) 大蔵卿 (the Lord Treasurer) のウィンチェスター侯は、1559年に1,200ポンドの査定を受けたが、1566年には早くもそれが800ポンドに減少している。財務官僚のトップがこのような状況であれば、王国全体でいかなる査定が行

- われていたのか、おおよその検討はつくであろう。Miller, H., 'Subsidy assessments of the peerage in the sixteenth century', *Bulletin of the Institute of Historical Research*, vol.28 (1954), pp.15-34.
- 18) Braddick (1994), p.54; Archer, *op.cit.*, p.605.
 - 19) Archer, *op.cit.*, p.624.
 - 20) Braddick (1994), pp.56-8.
 - 21) *Ibid.*, p.59-61.
 - 22) Archer, *op.cit.*, pp.614-23.
 - 23) Braddick(1994), p.42. 衡平法はコモン・ローと並ぶ一つの独立の法体系であり、後者では救済が与えられないタイプの事件に正義と衡平の見地から救済を与えるための法。特に財産没収などの差し止め命令 (injunction) は、衡平法の重要な分野であった。テューダー朝期に衡平法裁判所と大権裁判所が急速に発達していったと言われている。T. プラクネット／伊藤正巳監訳『イギリス法制史(上)』東大出版会、1980年、第7・8章。Bryson, W.H., *The Equityside of the exchequer, its jurisdiction, administration, procedure and records* (Cambridge, 1975).
 - 24) Schofield (1963), p.145; Braddick(1994), p.26.
 - 25) たとえば *Letters and Papers, Foreign and Domestic, of the Reign of Hen VIII, 1509-1547*, vol.XVII, no.799 を参照。
 - 26) 3Hen VIII c.22; 7Hen VIII c.9.
 - 27) (P)ublic (R)ecord (O)ffice, E112/48/160, fo.4. また Braddick(1994), p.42; Braddick (1996), p.112 (邦訳、108頁) にも要約が掲載されている。
 - 28) *Ibid.*, E112/31/263.
 - 29) *Ibid.*, E112/31/313.
 - 30) Braddick(1994), p.47; do(1996), p.156 (邦訳153頁)。
 - 31) PRO, E112/31/308.
 - 32) Braddick (1994), p.49.
 - 33) *Ibid.*, p.48; J. Thirsk, eds., *Seventeenth-century economic documents* (Oxford, 1972), p.603.
 - 34) Wrightson, *op.cit.*, p.27.
 - 35) Thomas, K.V., 'Age and authority in early modern England', *Proceedings of the British Academy*, vol. lxii (1976), pp.205-248, esp. pp.207-9, 233-4.
 - 36) Braddick (1994) pp.51-2.
 - 37) Russell, C., *Parliaments and English Politics 1621-1629* (Oxford, 1979), p.91.
 - 38) Jansson, M., and Bidwell, W.B., eds., *Proceedings in Parliament 1625*

I 部 個の解放と社会化

(London, 1987), p.274.

- 39) Wrightson, *op.cit.*, pp.21-6; Fletcher, A.J., 'Honour, Reputation and Local Officeholding in Elizabethan and Stuart England' in Fletcher and Stevenson, J., eds., *Order and disorder in early modern England* (Cambridge, 1985), pp.92-115, esp.pp.92-4, 113-5; Braddick, 'Administrative performance : the representation of political authority in early modern England', in Braddick and Walter, J., eds., *Negotiating Power in Early Modern Society : order, hierarchy and subordination in Britain and Ireland*, (Cambridge, 2001), pp.166-187, esp., p.171.
- 40) Braddick (1994), pp.53-4, 63, ch.6; Braddick (1996), ch.8, ch.9 (邦訳、第 8・9章); Fletcher, *op.cit.*, pp.113-5.